**鎌倉市地域福祉計画の 進捗管理 ・評価**
**（ 令和３年度事業の 総括 ）**

鎌倉市では、令和２年度から令和７年度までの６年間における地域福祉を推進するための指針として、令和２年３月に「 鎌倉市地域福祉計画 」を策定しました。

本計画は、『 **お互いを尊重し、支え合いながら、ともに活きるまち　かまくら** 』をめざして、５つの基本目標、１０の施策、３１種に分類された２０３の取組 で構成されています。

本計画に基づく地域福祉の取組を、効果的かつ継続的に推進していくために、事業展開についての評価を行い、その都度見直しができるよう以下のように計画の進捗管理と評価を行っていきます。

## １　進捗管理 ・ 評価

市の施策・取組について進捗管理を行うことで、計画に基づく事業展開ができたのかを検証します。その結果を市民や関係団体の代表者からなる「鎌倉市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）」に報告し、意見をいただきます。

## ２　進捗状況 ・ 評価の結果

令和３年度の取組事業が達成できたかどうかを下記の４段階で確認しました。

| 区分 | | 達成率 | 実績 | 構成割合 |
|---|---|---|---|---|
| A | 75％～ | 目標に向け順調に実施できた。又は事業が完了した。 | 12 | 80% |
| B | 50％～ | おおむね実施できたが、不十分な点が少しある。 | 1 | 7% |
| C | 25％～ | 実施したが不十分な点が多い。 | 1 | 7% |
| D | ０％～ | 改善が必要、又はほとんど実施できなかった。 | 1 | 7% |
| | | 合　計 | 15 | 100% |

（成果指標の評価実績）

## ３　計画前半を振り返って

令和２年度にスタートした本計画は、令和４年度で前半の３年間が終了することになります。ここで、前半の推進状況全体を振り返ります。

計画策定時に想定していなかったのは、何といっても新型コロナウイルス感染症の感染拡大でしょう。このウイルスのまん延は、人々から接触の機会を奪いました。対面での交流が大幅に制限され、会食も自由にすることができなくなりました。

地域福祉の推進には、人々の交流が欠かせません。こういった制限が課されることで、本計画の推進にも大きな障害になるかと思われました。

しかし、本報告書の「各取組の進捗状況」をご覧いただいて分かるとおり、各担当課はオンラインを活用するなど新たな手法を積極的に取り入れ、対面と同等とはいかないまでも相応の成果を上げ、結果的にほとんどの事業において、目標を達成しています。このように、「創意工夫」で乗り越えたのが本計画の前半期でした。

また、計画策定時には実施していなかった事業として、本市では令和４年度から「重層的支援体制整備事業」を開始しました。これは社会福祉法第106条の４第２項に基づき、市町村において、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的とした、市町村が実施主体となる事業です。

この事業は、本計画における「目標１　総合的な相談体制の確立」、「目標２　包括的支援体制の構築」及び「目標４　地域生活支援と権利擁護に関する事業」を実施するためのものです。

本市では、既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限活用し、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援の５つの事業を一体的に実施することで、各分野の連携による包括的支援体制の構築を図っていきます。

## 4　委員会の講評（委員会後作成します）

・　〇〇〇～

・　〇〇〇～

## 5　総括（委員会後作成します）

〇〇〇～